

○毒物及び劇物取締法に係る法定受託事務の実施について

(平成十三年二月七日)

(医薬化発第五号)

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成十一年法律第八十七号)が平成十一年七月十六日に、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令」(平成十一年政令第三百九十三号)が平成十一年十二月八日に公布され、それぞれ平成十二年四月一日から施行されたことに伴い、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号。以下「法」という。)及び毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第二百六十一号。)に基づく法定受託事務の実施について必要な事項を下記に示しましたので、通知します。

本通知(第二の2(2)を除く。)は、地方自治法第二百四十五条の九に基づく処理基準とします。

記

第一 地方厚生局長が登録を行う申請書等の経由に係る事務

1 地方厚生局長が登録を行う申請等の範囲について

(略)

2 申請等の取扱いについて

(略)

3 毒物劇物取扱責任者の取扱いについて

(1) 毒物又は劇物を直接取り扱う製造所又は営業所においては、適切な毒物劇物取扱責任者が設置されていることを確認の上、届出書を送付してください。

(2) 毒物劇物取扱責任者は労働者派遣事業の対象とすることは適当でないこととしていることから、設置される毒物劇物取扱責任者がその製造業者又は輸入業者に雇用されていることを確認してください。本社からの出向の場合等、身分を出向元(本社等)に残している場合は派遣とみなされるため、認められません。

(3) また、毒物劇物を製造所又は営業所において直接取り扱う場合は、毒物劇物取扱責任者の設置が必要であり、輸入業者において、貯蔵、運搬を他の倉庫業者、運送業者等に委託している場合もこれに該当するので、毒物劇物取扱責任者を設置させてください。

4 毒物劇物取扱責任者の資格の確認について

法律第八条第一項第二号に該当する場合は、学校ごとに認定を行っているものではないので、前例に関わらず該当性について確認してください。

毒物劇物取扱責任者の資格について、法第八条第一項第二号に該当するものとして届けられた者については、以下の（１）から（４）の基準に従い、各学校の応用科学の学課を修了した者であることを確認してください。

なお、以下の（１）から（４）のいずれにも該当しない場合については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十一条に規定する高等学校と同等以上の学校で応用化学に関する学課を修了したことを証する書類を添え、個別に地方厚生局あて照会してください。

法第八条第一項の各号に該当しない場合には、毒物劇物取扱者試験を受けるように指導してください。

（１） 大学等

学校教育法第五十二条に規定する大学（同法第六十九条の二に規定する短期大学を含む。）又は旧大学令（大正七年勅令代三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令代六十一号）に基づく専門学校で応用化学に関する学課を修了した者であることを卒業証明書等で確認する。応用化学に関する学課とは次の学部、学課とする。

ア 薬学部

イ 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科、生物化学科等

ウ 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等

エ 工学部の応用化学科、工業化学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等

オ 化学に関する授業科目の単位数が必修科目の単位中二十八単位以上又は五十%以上である学科

ここで化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、染色化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生物化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学等

（２） 高等学校

学校教育法第七十条の二に規定する高等専門学校工業化学科又はこ

れに代わる応用化学に関する学課を修了した者であることを確認する。

(3) 専門課程を置く専修学校（専門学校）

学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校のうち同法第八十二条の四第二項に規定する専門学校において応用化学に関する学科を修了した者については、三十単位以上の化学に関する科目を修得してきていることを確認する。化学に関する科目については（1）オを準用する。

(4) 高等学校

学校教育法第四十一条に規定する高等学校（旧中学校令（昭和十八年勅令第三十六号）第二条第三項に規定する実業高校を含む。）において応用化学に関する学科を修了した者については、三十単位以上の化学に関する科目を修得していることを確認する。科学に関する科目については（1）のオを準用する。

第二 毒物又は劇物の製造・輸入業者の監視に係る事務の取扱い

（略）